

8 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

「第9次三重県交通安全計画」および「第1次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（両計画の期間：平成23年度～27年度）に基づき、市町、地域、警察、関係機関・団体等のさまざまな主体と連携して各種交通事故防止対策に取り組み、県民一人ひとりが安全・安心を実感できるように、交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）の安全なまちづくりを進めてきました。

(1) 交通事故情勢

県内における「交通事故死者数」は長期的には減少傾向であり、平成26年は112人でしたが、平成27年は統計の残る昭和29年以降で最少の87人（対前年比25人減）となりました。死傷者数についても10年連続で減少し、9,604人（対前年比1,225人減）となりました。

また、平成20年以降、65歳以上の高齢死者数が全死者数の半数以上を占める状況が続いています。平成27年の全体に占める高齢者の割合は59.8%と過去最高となりました。（「交通事故発生状況（表1）」、「交通事故による死者数および死傷者数の推移（図1）」参照）

死亡事故の主な特徴は、次のとおりです。

① 高齢死者の占める割合が過去最高

高齢死者数は52人（構成率59.8%）で、前年（57人、50.9%）と比べ5人減

② 交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が4割を占める

交通弱者の死者数は40人（構成率46.0%）で、前年（54人、構成率48.2%）と比べ14人減（「交通事故死者の状態別内訳（図2）」参照）

※歩行中28人（前年比8人減）、自転車乗用中12人（前年比6人減）

③ シートベルトの非着用者が5割以上を占める

四輪乗車中の死者32人中、シートベルト非着用者は18人（非着用率56.3%）で、シートベルトを着用していれば助かったと推定される死者は13人（「シートベルト着用状況（図3）」参照）

※前年は死者38人中、シートベルト非着用者は23人、非着用率60.5%

(2) 飲酒運転事故の現状

県では、平成25年6月に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」を制定し、各種取組を推進しているところです。

同条例に基づく基本計画をふまえ、規範意識の定着のため、警察、交通安全協会、断酒新生会などの関係機関・団体と連携し、県内各地において飲酒運転^{ゼロ}をめざすキャンペーンやメッセージ運動を展開してきました。また、再発防止の取組として、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務通知や勧告等の取組を実施しました。（平成27年度受診義務通知746件（平成28年3月末））

これらの取組により、平成27年の飲酒運転事故件数は44件と平成26年より11件減少し、死亡事故も1件（対前年比8件減）となりました。一方で飲酒運転取締り件数は増加しており、未だ悪質な飲酒運転は後を絶たない現状にあります。

（「飲酒事故等の推移（図4）」参照）

2 課題

(1) 交通死亡事故等の防止

- ① 高齢者の死者数は、平成20年以降、毎年、死者数全体の50%以上を占めており、県人口全体の高齢者割合も増加する中、高齢者一人ひとりに、くまなく広報啓発が届くよう、より工夫した事業が必要です。
- ② 歩行中、自転車乗用中の事故防止のため、特に子どもと高齢者に対する交通安全教育を推進する必要があります。
- ③ 運転者のシートベルトの着用率は96.6%（平成27年度）と、全国平均98.4%より低く、全国ワースト2位となりました。着用の徹底に力を入れる必要があります。

(2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶のために、規範意識の定着に向けた教育・啓発を徹底して行うとともに、再発防止のため、アルコール依存症に関する受診義務の周知徹底と受診しやすい環境づくりを行う必要があります。

3 今後の取組方向

新しく作成する「第10次三重県交通安全計画」および「第2次飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（両計画の期間：平成28年度～32年度）をふまえ、本県の交通事故発生状況等のリスク情報を県民と共有しながら、分析し、効果的な啓発活動等に取り組みます。

(1) 交通死亡事故等の防止

① 高齢者対策

老人クラブなど地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）を、研修カリキュラムなどの見直し・充実を図りながら、育成・活用する（平成28年度120人、各自動車教習所）とともに、三重県交通安全研修センターに新設したシミュレータによる体験や能力診断などによる、自覚や気づきを利用した地域シニアリーダーの育成（平成28年度80人、研修センター）もあわせて行っています。

また、事故発生割合が高い地域等の中からモデル地区を指定し、交通安全シルバーリーダー等と連携し、地域で免許を持たない高齢者宅等の訪問活動を行い、高齢者の事故防止を図ります。

② 歩行中、自転車乗用中の事故防止

交通安全研修センターにおいて、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ、運転・歩行能力診断等の交通安全教育機器を活用した歩行者・自転車乗用者向けの交通安全教育を充実させました。特に子どもや高齢者を対象に機器を活用した交通安全教育を行い、事故防止を図ります。

また、市町や学校、企業等の職員など、交通安全教育を推進する指導者の養成および資質向上を図り、地域や学校、職域で交通安全教育の浸透を図ります。

③ シートベルト着用の徹底

四季の交通安全運動やさまざまな機会をとおり、関係機関・団体と連携して、後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用徹底を広報啓発します。

また、毎月11日の「交通安全の日」に設定した「子どもの交通事故防止とシート

ベルトとチャイルドシートの着用の徹底」を重点項目として、取組を強化していきます。

(2) 飲酒運転^{ゼロ}をめざす取組

「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、関係機関・団体と連携して行う教育・啓発については、企業・団体等の協力をいただき、職域での飲酒運転根絶のためのメッセージの収集・発信に取り組むとともに、運転免許更新時講習の際、全員に周知します。

また、再発防止のためのアルコール依存症の受診義務の取組については、指定医療機関を追加する（平成28年4月現在33機関）など、受診しやすい環境を今後も整備するとともに、受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の施策を着実に推進します。

【参考】第10次三重県交通安全計画（中間案）の目標

○交通事故死者数を、平成32年までに55人以下にする。

○交通事故死傷者数を、平成32年までに7,300人以下にする。

第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（中間案）の目標

○飲酒運転による人身事故件数を、平成32年までに18件以下にする。

表1 交通事故発生状況

区 分	第8次交通安全計画				第9次交通安全計画				
	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
総事故件数（件）	62,774	61,793	60,399	63,005	62,436	63,642	64,706	62,442	61,674
人身事故件数（件）	12,790	11,886	11,372	11,275	10,420	10,155	9,804	8,100	7,169
うち死亡事故（件）	117	109	109	125	89	93	90	109	86
死者数（人）	118	110	112	135	95	95	94	112	87
うち高齢者（人）	55	56	65	71	53	48	49	57	52
（構成率）%	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%	50.9%	59.8%
負傷者数（人）	16,957	15,608	15,126	14,878	13,813	13,287	12,885	10,717	9,517
死傷者数（人）	17,075	15,718	15,238	15,013	13,908	13,382	12,979	10,829	9,604
物損事故件数	49,984	49,907	49,027	51,730	52,016	53,487	54,902	54,342	54,505
人口10万人当たり 死者数ワースト順位	14	11	10	2	16	10	14	3	14

図1 交通事故による死者数および死傷者数の推移

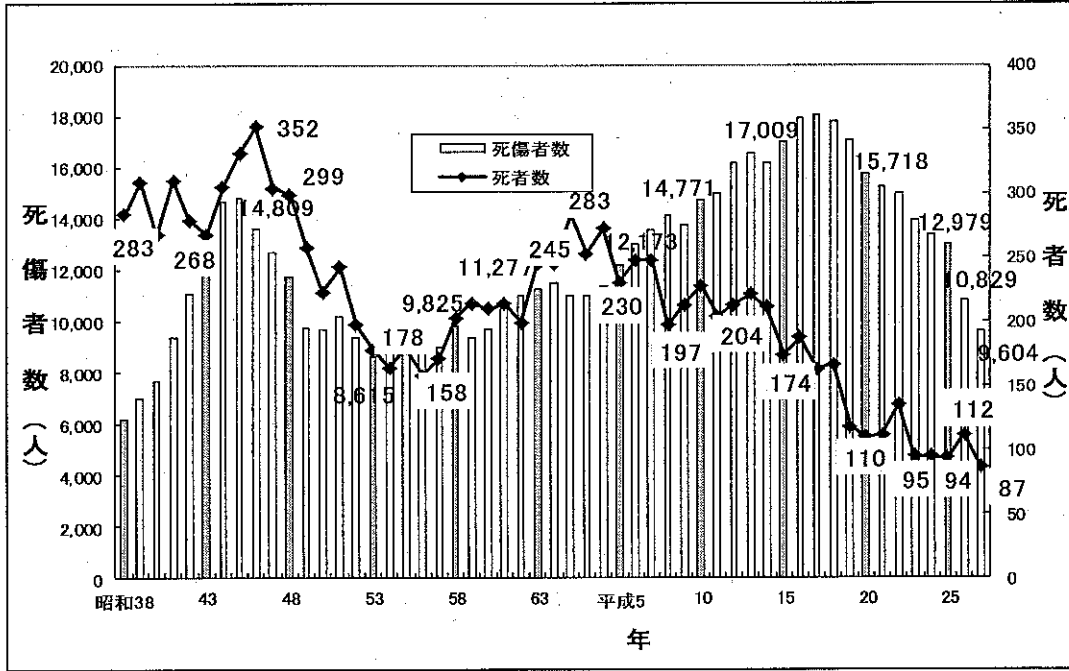


図2 交通事故死者の状態別内訳

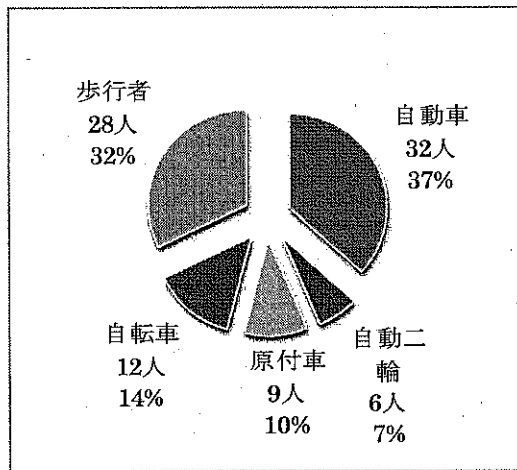


図3 シートベルト着用状況

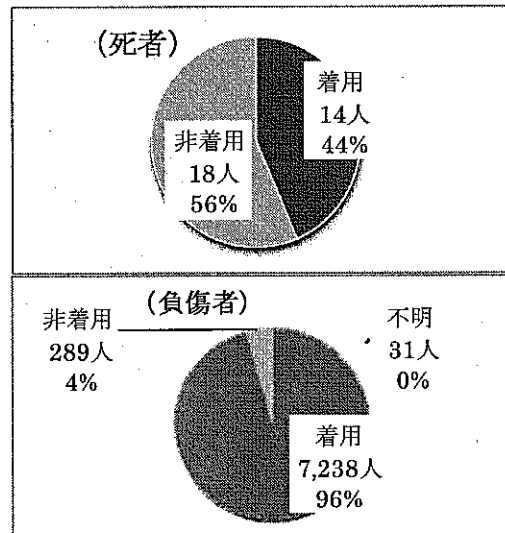
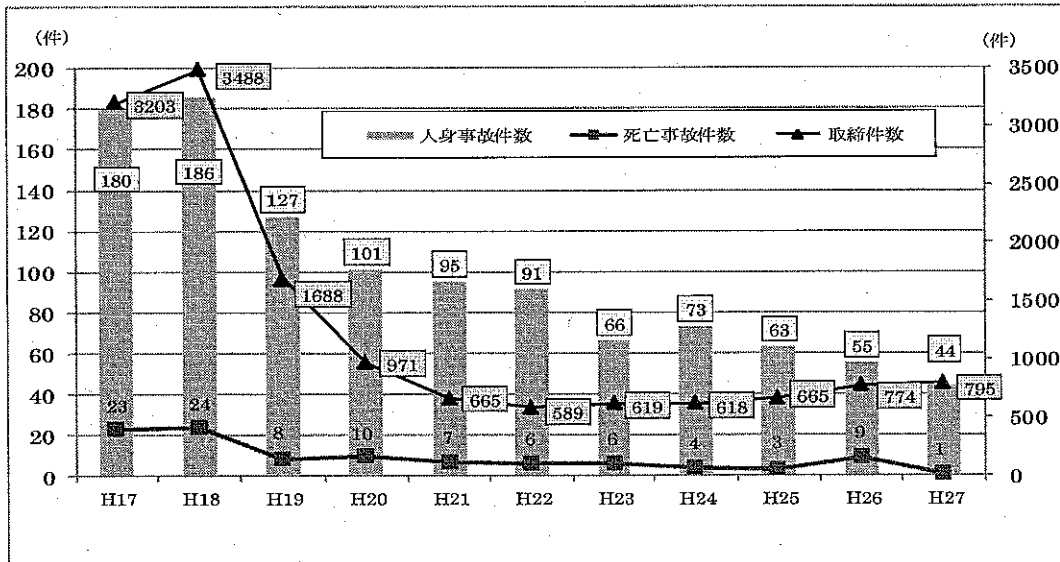


図4 飲酒運転事故等の推移



9 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 犯罪情勢

県内の刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最悪を記録した後は、平成20年まで6年連続で減少を続け、平成21年はわずかに増加したものの、平成22年以降、再び減少し、平成27年は平成以後最少を記録しました。

【表1】 刑法犯の認知件数の推移（警察本部調べ） (件)

区分	H14年	～	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
刑法犯総数	47,600		22,215	21,493	19,726	17,550	15,178
増減数			▲1,210	▲722	▲1,767	▲2,176	▲2,372
増減率			▲5.2%	▲3.3%	▲8.2%	▲11.0%	▲13.5%
街頭犯罪等 ※	12,760		3,641	3,458	3,359	2,745	2,380
増減数			▲183	▲183	▲99	▲614	▲365
増減率			▲4.8%	▲5.0%	▲2.9%	▲18.3%	▲13.3%

※街頭犯罪等

- | | | | | |
|--------|-------|----------|---------|--------|
| ○ 空き巣 | ○ 忍込み | ○ 自動車盗 | ○ ひったくり | ○ 車上狙い |
| ○ 路上強盗 | ○ 強姦 | ○ 強制わいせつ | ○ 略取誘拐 | |

(2) 防犯対策の取組

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」等に基づき、警察や教育委員会等と連携して、各種の広報啓発や人材育成、防犯意識高揚のための講座やフォーラムの開催などの施策を推進しています。

また、県内の自主防犯活動団体数は、平成15年に23団体であったものが、その活動を促進するため、必要な情報の提供や支援を行った結果、平成27年12月末現在、610団体に増加し、各種の防犯活動が地域で実施されています。

【表2】 自主防犯活動団体数（警察本部調べ）

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
23	85	194	287	345	485	528	569	574	582	590	609	610

2 課題

○ 地域社会全体による安全安心なまちづくりの取組

刑法犯認知件数は、ピークであった平成14年から7割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方で、ストーカーやDV事案、振り込め詐欺等

の特殊詐欺、子どもや女性に対する犯罪やその前兆となる声かけ等日常の生活を脅かす事案に対する県民の皆さんの不安が解消されていない状況にあります。さらに、危険ドラッグ等違法薬物の蔓延、サイバー犯罪、国際的なテロ行為の発生等新たな脅威に対応していく必要があります。

3 今後の取組方向

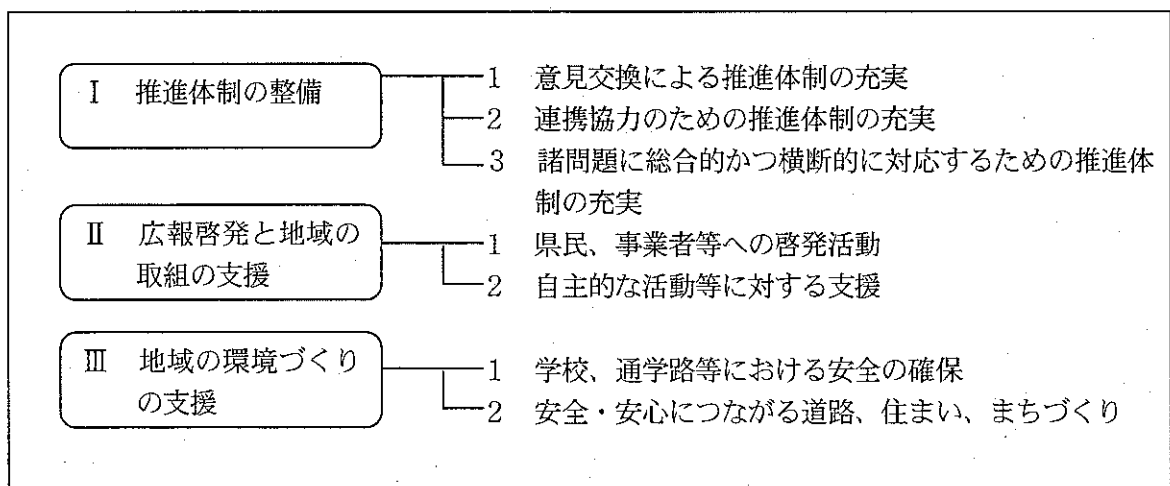
(1) 総合的かつ横断的な防犯対策の推進

伊勢志摩サミットの開催によって、県民の皆さんの治安意識が高まりつつある中で、犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性・高齢者の安全の確保、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動の活性化などに取り組むとともに、これらを総合的かつ横断的に推進するため、「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」を策定し、犯罪のない安全で安心な社会を次世代に引継いでいきます。

(2) 防犯カメラの設置促進

犯罪の発生を抑止し、県民の皆さんの身近で発生する犯罪に対する不安を解消するため、平成27年度に「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び「三重県防犯カメラ設置ガイドブック」を策定しました。これらを活用し、市町あるいは自治会や自主防犯団体に対する意識啓発を行うとともに、防犯カメラ設置に係る県の支援のあり方について検討します。

【図】 安全安心のまちづくり 事業体系



10 消費生活の安全の確保について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 社会の状況

消費者を取り巻く社会環境は常に変化しており、最近でも通信の光回線卸サービスの開始、食品表示法の施行、マイナンバー制度、電力の全面自由化など大きな変化がありました。こうした制度・規制の変更やIT技術など各種技術の革新・高度化に伴い、商品やサービス、商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。加えて、商品・サービスに係る表示の問題や、消費者の財産を狙う特殊詐欺の被害も引き続き発生しています。

(2) 県の状況

県消費生活センターを、県内の中核センターとして消費生活相談を実施するとともに、消費者教育・消費者啓発や事業者指導に取り組んできました。また、国の地方消費者行政推進交付金を活用し、消費者啓発や市町の消費生活相談体制の整備を促してきました。現在、全市町に消費生活相談窓口が設けられており、うち12市5町で相談員が配置されています。市町の相談件数が徐々に増え、県の相談件数は減少傾向にあります。県の相談に占める高齢者(60歳以上)の割合は3割を超える高い数字で推移しています。

2 課題

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターが、複雑・高度化する相談への対応や消費者事故情報の集約等において、県内消費者行政の中核センターとしての役割を継続して発揮していくことが必要です。

また、市町における消費生活相談については、消費生活相談員を配置している市町でも、相談員による相談日が月1回あるいは隔月1回という市町もあることから、県民の皆さんが身近なところで相談できるよう、相談日の拡充や相談員の配置など相談体制の整備・充実を引き続き市町に働きかけていくことが必要です。

(2) 消費者教育・消費者啓発の充実

消費者が主役となって選択・行動できる社会(消費者市民社会)の形成に向けて、消費者教育・消費者啓発を推進することが必要です。

その中で、商品やサービス、商取引の複雑化、多様化に伴う新たな消費者トラブルや、悪質商法による被害の未然防止のために、情報提供を含めた啓発を引き続き行うことが必要です。また、消費者トラブルの相談が潜在化している可能性があることから、「消費者ホットライン 188 (いやや)」など相談窓口に関する周知が必要です。

(3) 事業者指導の取組

悪質な商取引による被害が依然として発生し、広域的に活動する事業者も多いことから、引き続き国や他都道府県および警察など関係機関との連携を強化し、事業者指導に取り組んでいく必要があります。

また、商品・サービスに係る表示の問題も発生していることから、引き続き関係部局等と連携して事業者に対する指導や啓発に取り組んでいく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの専門性を確保するため、消費生活相談員の研修機会を確保するとともに、市町相談員を含めた勉強会を開催し、相談員の資質向上を図ります。また、消費生活相談員資格所有者の増を目的として資格取得支援講座を開催します。

市町には、地方消費者行政推進交付金等を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう働きかけるとともに、市町ホットライン(相談支援直通電話)により相談対応を支援していきます。

(2) 消費者啓発・消費者教育の推進

平成27年3月に策定した「三重県消費者施策基本指針」の中で示した「消費者教育推進計画」をふまえ、消費者教育・消費者啓発を推進します。

その中で、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、消費者団体、事業者団体、行政、関係機関等で構成する「みえ・くらしのネットワーク」等とも連携しながら、各種出前講座、講演会、フリーペーパー等のさまざまな手法で啓発を行っていきます。また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けて、引き続き「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、地域の見守り力の向上に地域リーダーを生かしてもらうよう市町に働きかけます。加えて、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育・消費者啓発に取り組みます。

(3) 事業者指導の取組

特定商取引法、景品表示法等に基づき、的確に事業者指導を行っていきます。また、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

事業者指導においては、国や東海4県(愛知・岐阜・静岡・三重)で構成する「東海悪質事業者対策会議」「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて近隣県との連携を強化し、合同で行政処分や指導を実施するなど、効果的な指導に努めるとともに、国による法改正の動向等も注視しながら取組を進めます。

1 市町の相談員配置状況 (平成28年4月1日現在)

市町名	開設年月	相談員数	相談時間等	
津市 ※	H19. 1	6名 (1日3名)	週5	平日9:00~12:00 13:00~16:00
四日市市 ※	S47. 6	3名	週5	平日9:00~12:00 13:00~16:00
伊勢市 ※	H22. 10	3名	週5	平日9:00~12:00 13:00~16:00
松阪市	H23. 9	3名	週4	月・水~金曜日 9:00~16:00
桑名市	H19. 6	4名 (1日2名)	週5	月~金曜日 10:00~15:00
鈴鹿・亀山地区 広域連合 ※	H18. 4	3名	週5	平日 9:00~16:00
名張市	H23. 4	2名	週5	平日8:30~17:15
鳥羽市	H20. 4	2名 (1日1名)	週3	月・水・金曜日 9:00~16:00
いなべ市	H21. 10	1名	週2	月・木曜日 9:00~16:00
志摩市	H22. 2	1名	週1	水曜日 8:30~12:00 13:00~17:15
伊賀市	H23. 4	1名	週3	月・水・金曜日 9:00~16:00
東員町	H23. 6	1名	月2	毎月第2・4月曜日 9:00~12:00
明和町	H22. 10	1名	月1	第2火曜日 10:00~12:00 13:00~15:00
大台町	H25. 1	1名	隔月	偶数月の第2又は第3木曜日 10:00~12:00 13:00~15:00
玉城町	H23. 7	1名	週1	月曜日 9:00~16:00
南伊勢町	H22. 4	1名	月1	第3水曜日 10:00~12:00 (南島庁舎) 14:00~16:00 (南勢庁舎)

注：※印の市は、消費生活センターを設置して相談員を配置

参考：市町受理相談件数：平成24年度 6,072件、平成25年度 6,806件、平成26年度 7,331件

2 三重県消費生活センターにおける相談件数

(件)

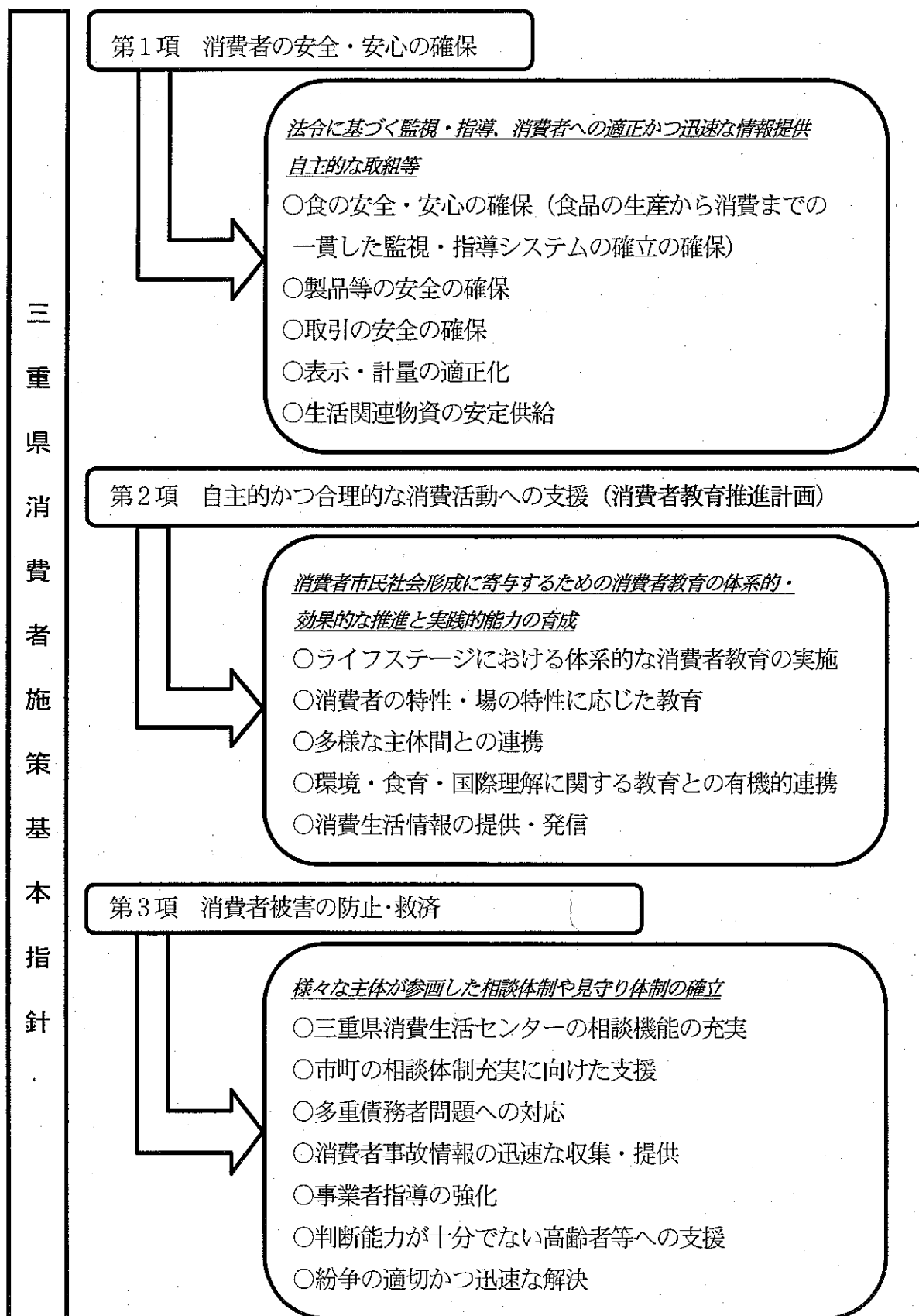
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
受付件数	6,179	5,218	4,313	4,330	4,056	2,753
対前年増減	▲555	▲961	▲905	17	▲274	▲1,303
増減率	▲8.2%	▲15.5%	▲17.3%	0.4%	▲6.3%	▲32.1%
うち苦情件数	5,739	4,847	4,023	4,095	3,861	2,577
60歳以上の相談	1,430	1,274	1,175	1,358	1,190	795
全体に占める割合	24.9%	26.3%	29.2%	33.2%	30.8%	30.8%

注：60歳以上の相談件数および割合は、苦情件数にかかる数値

[平成27年度相談件数上位3位]

- | | | |
|----|----------------------------------|------|
| 1位 | デジタルコンテンツ (出会い系サイト使用料金等の不当・架空請求) | 624件 |
| 2位 | インターネット接続回線 (回線やプロバイダの変更勧誘、料金制度) | 140件 |
| 3位 | 工事・建築 (新築後の不具合や屋根工事、外壁塗装工事の訪問販売) | 80件 |

3 「三重県消費者施策基本指針」の体系(具体的展開)



4 事業者指導の実績

(1) 特定商取引法に基づく行政処分・行政指導

年度	行政処分		文書指導		呼出指導	
22	1件	(業務停止12ヶ月) 住宅リフォーム			3件	住宅リフォーム、新聞販売、印鑑
23	1件	(業務停止3ヶ月) 結婚相手紹介			4件	住宅リフォーム2件、新聞販売2件☆
24	1件	(業務停止12ヶ月) みそ販売※	3件	みそ販売※	3件	住宅リフォーム、新聞販売2☆
25					2件	浄水器販売業者、新聞販売☆
26					3件	学習教材、住宅リフォーム、結婚相手紹介
27					3件	印鑑☆、住宅リフォーム、浄水器販売

※ 4県合同 (三重県・静岡県・愛知県・岐阜県) ☆ 3県1市合同 (三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市)

(2) 三重県消費生活条例に基づく行政指導

年度	勧告	文書指導	呼出指導	
25				
26			1件	通信事業
27			1件	住宅リフォーム

(3) 景品表示法に基づく行政指導等

年度	事案処理数	文書注意	口頭注意	団体への要望
25	82件	6事業者	1事業者	メーカー団体1、小売関係団体5 ※ 家庭用冷凍食品
26	49件		7事業者	
27	34件		4事業者	

※11都県合同調査による改善要請：三重県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県

1.1 地球温暖化対策について

地球温暖化対策課

1 現状

(1) 三重県域における温室効果ガスの排出状況

① 排出量の状況

国全体の平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量* (森林等吸収源を考慮) は、京都議定書の基準年度である平成 2 (1990) 年度に比べ 6.8% 増加、前年度排出量と比べ 4.4% の増加となっています。

これに対し、三重県域における平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量 (森林等吸収源を考慮) は、同基準年度と比べ 2.9% の増加、前年度排出量と比べ 3.7% の減少となっています。

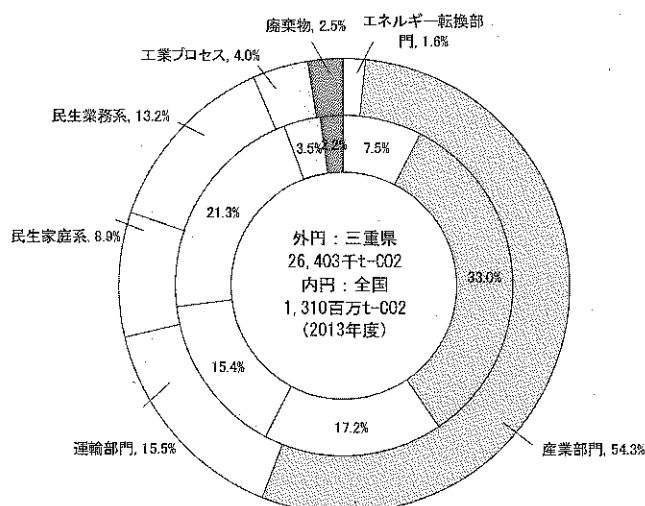
※環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室公表「2013年度 (平成25年度) の温室効果ガス排出量確定値」

② 排出状況の分析

三重県の前年度比の減少は、主に産業部門からの二酸化炭素排出量が減少したため、原油価格の高騰による原油販売量の低下や、電気価格の高騰に伴う生産調整による二酸化炭素排出量の減少と考えられます。

三重県の温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量の内訳をみると、産業部門が 54.3%、運輸部門が 15.5%、次いでオフィスや店舗などの民生業務部門が 13.2% となっています。

なお、基準年度 (平成 2 (1990) 年度) 比で大きな伸びを示している部門は、民生業務部門 (107.3% 増加) 及び民生家庭部門 (27.0% 増加) です。



【図】 三重県 (全国) の二酸化炭素排出量の部門別構成比 平成 25 (2013) 年度

(2) 三重県における地球温暖化対策

① 地球温暖化対策推進条例に基づく多量排出事業者の取組

「三重県地球温暖化対策推進条例」で義務付けた地球温暖化対策計画書制度により、温室効果ガスを多量に排出する事業所（1年間で原油換算 1,500k1 以上のエネルギーを使用する事業所約 300 余り）では、温室効果ガス排出量を、平成 25 年度に比べ平成 28 年度までに 1.2%増以内とする自主的な取組がなされています。

② 普及啓発等

三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として活動する地球温暖化防止活動推進員による出前講座（受講者延べ 7,315 名）により地球温暖化防止の取組を促進するとともに、セミナーの開催等により地球温暖化の現状や気候変動への適応について情報を提供しました。

③ 気候変動影響と適応

環境省の支援を受け、食料、健康、防災等の分野に及ぼしている気候変動による影響の現状と将来予測に関する情報を収集・整理し、報告書「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」をまとめました。

④ カーボン・オフセットの取組

森林整備による二酸化炭素の吸収や省エネ設備の導入による二酸化炭素の削減取組を促進するため、カーボン・オフセットの仕組みの説明会や、カーボン・オフセット商品のマッチングイベントを開催しました。

⑤ 「みえエコ通勤デー」の実施

自家用車利用による二酸化炭素排出を削減するため、公益社団法人三重県バス協会と連携し、マイカー通勤者のバス利用が半額となる「みえエコ通勤デー」（毎週水曜日）の取組を平成 27 年 9 月 30 日にスタートさせました。

⑥ 事業者の環境マネジメントの促進

事業者の環境取組を促進するため、一般社団法人 M-EMS 認証機構と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の普及を進めました。

⑦ 低炭素社会モデル事業

伊勢市をモデル地域として平成 27 年度まで実施してきた「地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業」では、エコスタンプラリー等の実施により電気自動車や電気バスの活用を図るなど、電気自動車等の普及・啓発を実施しました。

また、伊勢志摩サミットで国際メディアセンターとなる県営サンアリーナに充電施設を整備し、県内における充電施設は 277 箇所（H28.4.6 現在）となりました。

⑧ 環境教育の推進

三重県環境学習情報センターを活用した講座やイベント等の開催などにより環境教育をすすめ、29,873 人の参加者がありました。

2 課題

(1) 協働による地球温暖化対策の推進

三重県域における温室効果ガス排出量は、基準年度（平成2（1990）年度）比で増加しており、基準年度比で増加率の高い民生業務部門や民生家庭部門については、一層の取組が進むよう地球温暖化対策の普及啓発が必要です。

(2) 地域と連携した低炭素社会づくりの推進

昨年度まで実施してきた低炭素社会モデル事業では、電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会の行動計画の短期目標をほぼ達成したため、この事業で得られた成果を、低炭素社会づくりの取組として、県内の他の地域へ広げていく必要があります。

(3) 地球温暖化への適応に関する情報の提供

地球温暖化の進行が県内でも確認されており、地球温暖化による気候変動影響への適応の必要性が高まっていることから、気候変動影響の現状と将来予測に関する情報の提供を行う必要があります。

3 今後の取組

(1) 協働による地球温暖化対策の推進

① 事業者の取組のさらなる促進・啓発

産業部門や民生業務部門の事業者の二酸化炭素排出削減の取組を進めるため、引き続き、事業者の環境マネジメントを促進するとともに、「カーボン・オフセット」の内容を理解してもらうための説明会や大都市においてマッチングイベントを開催し、県内オフセットクレジットの活用を広げます。

② 県民の取組の促進

民生家庭部門の排出削減の取組を啓発するため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動を支援し、環境学習情報センター、地球温暖化防止活動推進センター、市町、学校等、さまざまな主体と連携し、環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム」や地球温暖化防止啓発ポスターコンクールなどの取組を通じて、家庭における具体的な省エネ取組について普及・啓発するとともに、環境フェアなどのイベントや講座等を通じて、あらゆる世代の取組意識の向上に取り組みます。

③ 事業者、県民と協働した取組

省エネ・節電の取組として、引き続き、夏季にライトダウンの取組を行うとともに、クールビズ等の取組を県内事業者等に呼びかけます。

また、三重県バス協会や県内事業者と連携して進めている「みえエコ通勤デー」（毎週水曜日）におけるマイカー通勤者のバス運賃を半額にする取組により、バス通勤を促し、地球温暖化防止の意識を二酸化炭素削減の行動へと導きます。

(2) 地域と連携した低炭素社会づくりの推進

市町等と連携した「低炭素なまちづくりネットワーク会議」により、電気自動車等の活用や、家庭や事業所の省エネルギーの取組を促進し、県内全域に低炭素社会づくりを広げます。

(3) 地球温暖化への適応に関する情報の提供

環境省の支援を受けてまとめた報告書「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」を活用し、気候変動影響の現状と将来予測に関する情報の提供を行うとともに、三重県における気候変動影響への適応策の検討を進めます。

1 2 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し、県内 33 箇所に測定局を設置し、24 時間連続測定を行っています。

平成 27 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況です。しかし、PM2.5（微小粒子状物質）は 86%（19 測定局／22 測定局）の達成にとどまる見込みであり、光化学オキシダントも全ての測定局において環境基準が達成されていません。

県北部では、自動車 NOx・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）（以下「対策地域」という。）の指定が行われていますが、対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素は 5 年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

大気環境の測定項目のうち、PM2.5 や光化学オキシダントについて、平成 27 年度における PM2.5 の注意喚起は 2 回、光化学スモッグの予報は 1 回のみでした。しかし、全国と同じく環境基準の達成率は低い状況です。

また、二酸化窒素は、全ての測定局で環境基準を達成しておりますが、総排出量規制地域内の数値は他地域に比べて依然として高い状況です。今後も施設の増設等による総排出量の増加について、注視していく必要があります。

自動車 NOx・PM 法対応については、平成 23 年 3 月に国から、平成 32 年度までに対策地域の全域で環境基準を確保することを目標とした新たな「基本方針^{*}」が示されました。今のところ環境基準を達成していますが、今後の景気動向による交通量の増加等によっては影響を受ける場合があります。継続して二酸化窒素等の総量削減状況を確認していく必要があります。

(3) 今後の取組方向

引き続き、四日市市と連携し大気の常時監視を実施するとともに、PM2.5 について、国の指針値を超過するおそれがある場合は、より精度を高めた運用で県民に対し迅速に注意喚起を行います。

また、工場・事業場への立入検査に加え、光化学オキシダントへの対応のため、主原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出事業者に対し、引き続き、

指導を行います。

自動車 NO_x・PM 法対応については、国の新たな「基本方針※」の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準を達成できないおそれが生じた場合には、その対策を検討します。

※基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針
(平成 23 年 3 月閣議決定)

2 水環境について

(1) 現状

① 公共用水域の状況

県内の河川 (47 河川 62 水域) および海域 (4 海域 8 水域) における水質の常時監視の結果、平成 27 年度の河川 (BOD)、海域 (COD) における環境基準達成率は、それぞれ 98.4% (61 水域/62 水域) および 62.5% (5 水域/8 水域) の見込みです。

② 生活排水処理の状況

下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備率が平成 10 年度に 40.5%であったところ、平成 26 年度末には 81.5%となりました。本県では、浄化槽による生活排水処理施設の整備率が 25.2% (平成 26 年度末) と、全国平均の 8.9%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③ 海岸漂着物問題に対する取組

国の補助金を活用し、海岸漂着物の発生抑制対策や海岸管理者による回収処理に取り組むとともに、市町等が実施する事業に対し補助を行っています。

また、伊勢湾内に漂着するごみのほとんどは、三重県だけでなく伊勢湾流域圏全体から発生していると考えられることから、平成 24 年 4 月に東海三県一市で構成する「海岸漂着物対策検討会」を設置し、関係機関が協力して海岸漂着物対策の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策等を推進しています。

(2) 課題

① 伊勢湾等の公共用水域の水質保全

河川 (BOD) の環境基準達成率は、平成 17 年度以降 90%以上で推移しており、一定の改善がみられますが、海域のうち、閉鎖性海域である伊勢湾 (COD) の環境基準達成率は、近年 50%前後の達成率に留まっています。

また、赤潮の発生は減少したものの近年は横ばい傾向にあり、夏季を中心として大規模な貧酸素水塊が発生していることから、引き続き、工場・事業場排水や生活排水による汚濁負荷の削減を継続していく必要があります。

② 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、全国平均の 89.5%（平成 26 年度末）と比べると依然として低い状況にあり、河川等における水質改善のため未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換が進んでいないことが課題です。

また、生活排水処理施設の整備を進めるための「生活排水処理アクションプログラム」が目標年度（平成 27 年度）を迎えたことから、平成 26 年 1 月に国が策定した、新たな「都道府県構想策定マニュアル」に基づき、次期「生活排水処理アクションプログラム」を策定する必要があります。

③ 海岸漂着物の発生抑制等

海岸漂着物の発生抑制対策等に鋭意取り組んでいますが、効果の発現には息の長い取組が必要であり、海岸漂着物の問題解決に向けては継続して一定の回収処理、発生抑制対策を実施する必要があります。

（3）今後の取組方向

① 伊勢湾等の公共用水域の水質保全

公共用水域の水質改善のため、引き続き、工場・事業場に対する立入検査を実施し、排水基準および総量規制基準の遵守を徹底します。

また、平成 28 年度は、第 8 次水質総量削減計画の策定および当該計画の目標達成に向けた新しい総量規制基準の告示のための作業を進めます。

② 生活排水処理施設の整備等

生活排水対策として、次期「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、これに基づき、引き続き、関係各部および市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進します。

また、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取りについては、県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

③ 海岸漂着物対策の推進

平成 24 年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進します。

東海三県一市の海岸漂着物対策検討会においては、本県がリーダーシップを取り、引き続き広域圏での発生抑制等の検討、国への提言などを行うことにより、伊勢湾における海岸漂着物問題に取り組めます。

表 1 県内の大気環境基準達成率

項目	H23		H24		H25		H26		H27	
	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数
二酸化硫黄 (SO ₂)	23	23	23	23	25	25	26	26	25	25
達成率(%)	100		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	29	29	29	29	31	31	32	32	33	33
達成率(%)	100		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	21	0	21	0	23	0	24	0	24
達成率(%)	0		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	12	29	29	29	31	31	32	32	33	33
達成率(%)	41		100		100		100		100	
一酸化炭素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
達成率(%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	0	4	10	19	1	21	10	23	19	22
達成率(%)	0		53		5		43		86	

※H27年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：平成 25 年度の全国 の状況

光化学オキシダントの測定局 1,182 局のうち環境基準達成局は 4 局 (0.3%)、微小粒子状物質の有効測定局 673 局のうち環境基準達成局は 103 局 (15.3%)

表 2 自動車 NO_x・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率

測定局数	H23		H24		H25		H26		H27		H27(目標値)	
	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数 ^{※3}	全体の測定局数 ^{※3}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数 ^{※3}	全体の測定局数 ^{※3}
大気常時監視測定局数	9	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16
達成率(%)	60		100		100		100		100		100	
非達成局	浮遊粒子状物質 桑名、榑、鈴鹿等6局											

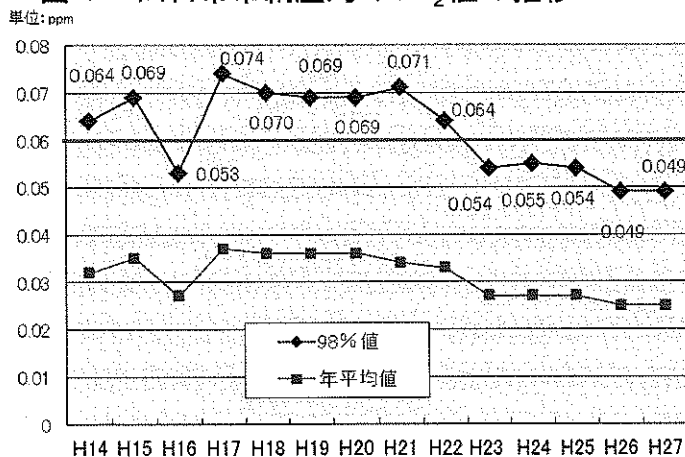
※1 環境基準の項目は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質です。

※2 15測定局の内訳は、一般環境測定局10局と自動車排出ガス測定局5局です。

※3 平成27年度は自動車排出ガス測定局1局が新たに常時監視を開始しています。

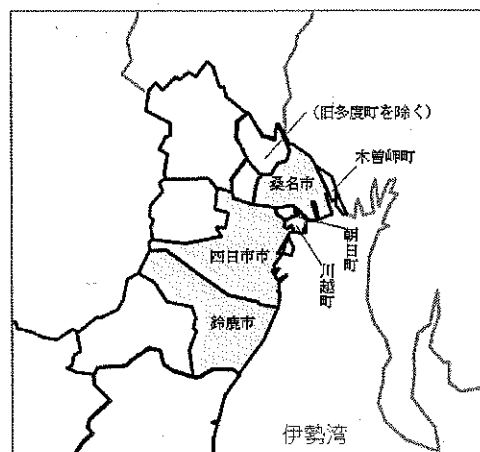
※H27年度測定結果は未確定のため見込みです。

図 1 四日市市納屋局の NO₂ 値の推移



※H27年度測定結果は未確定のため見込みです。

図 2 自動車 NO_x・PM 法対策地域



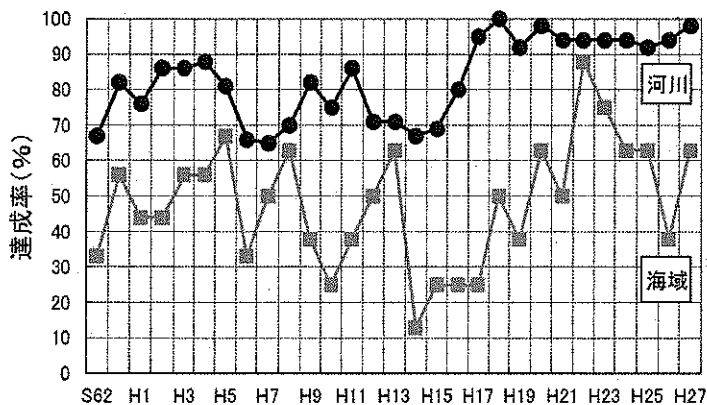


図3 環境基準達成状況の経年変化 (河川BOD、海域COD)

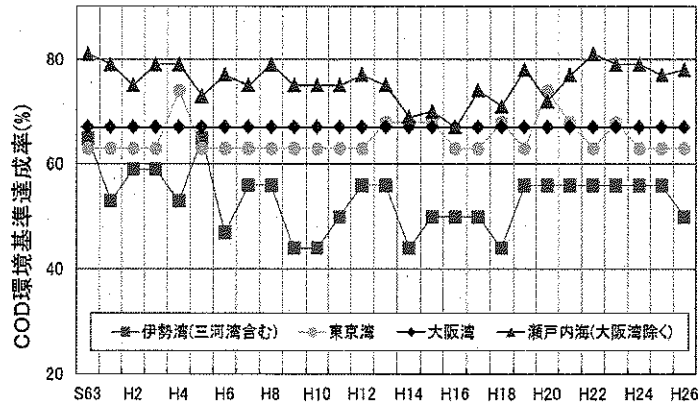


図4 COD環境基準達成率の推移 (伊勢湾、東京湾、大阪湾、瀬戸内海)

図5 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移

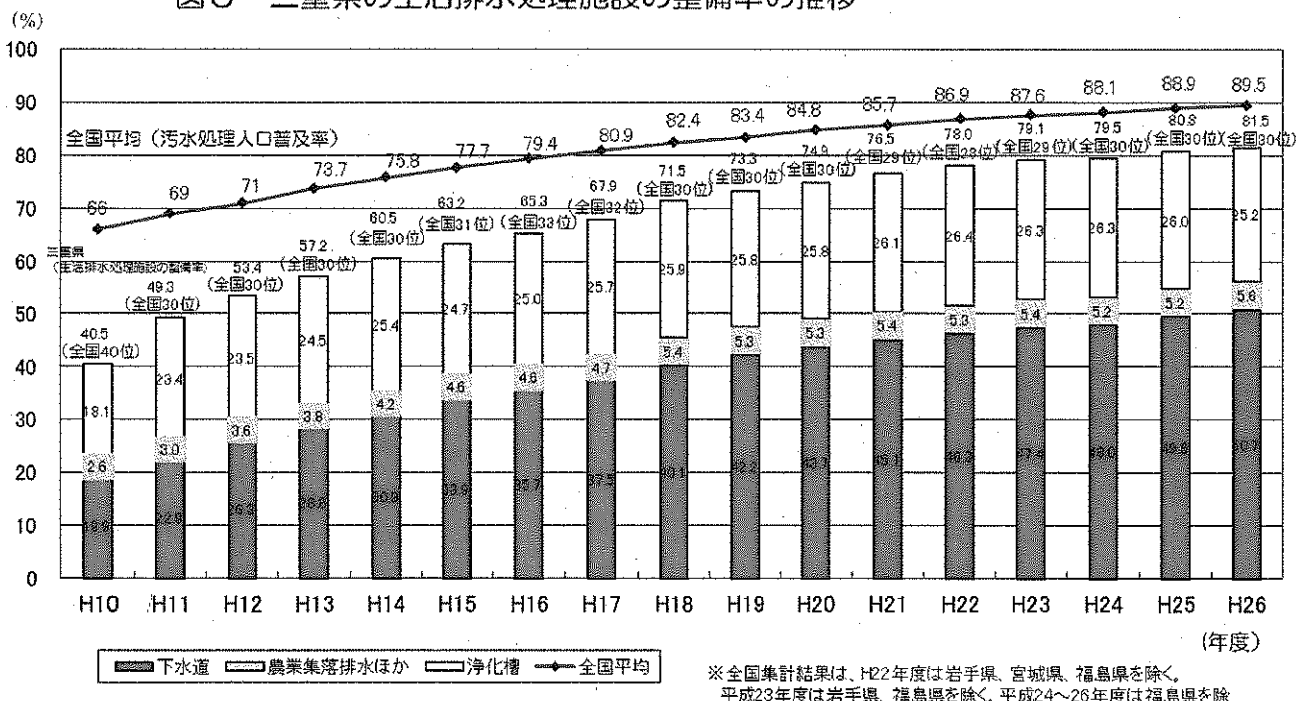


図6 浄化槽設置に係る県費補助制度(平成28年度)

単独浄化槽、汲み取りから合併浄化槽への転換に対する上乗せ補助制度

補助基準額			転換費用		補助基準額			本体設置費	
撤去等	配管	配管(個人)	国	県	市町	個人	5人槽のモデルケース		
9万円	6万円	約17万円	1/3	1/3	1/3	個人	約51万円		
単独浄化槽撤去費			配管費		・単独浄化槽の撤去や配管費の補助を行う市町に対し、県費の上乗せ補助を行う。ただし、新築家屋に対する本体設置費の県費分は補助対象外。(平成26年度から)				
国	県	市町	県	市町					
1/3	1/3	1/3	1/2	1/2					
3万円	3万円	3万円	3万円	3万円					

1 3 廃棄物総合対策の推進について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）や適正処理の取組が進み、近年、最終処分量は着実に削減されてきていますが、排出量については横ばいで推移しています。

県では、平成28年3月に新たに策定した「三重県廃棄物処理計画」（期間：平成28年度～平成32年度）に基づき、廃棄物の3Rや適正処理の推進に加え、循環の質にも着目して取り組んでいくこととしています。

廃棄物の排出量と最終処分量

（単位：千t）

	平成20年度		平成23年度		平成26年度	
	排出量	最終処分量	排出量	最終処分量	排出量	最終処分量
一般廃棄物	711	70	672	51	651	38
産業廃棄物	9,577	420	8,397	299	8,601	269
合計	10,288	490	9,069	350	9,252	307

2 課題と取組方針

(1) ごみゼロ社会の実現

さまざまな主体が連携した3Rの取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。しかし、「ごみゼロ社会」の実現に向けた取組を一層推進する必要があります。

このようなことから、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。特に、レアメタルなどの枯渇性資源や未利用エネルギーの回収・活用、効率的なごみ処理システムの構築など、循環の質を高めるための取組を促進します。

また、県では「ごみゼロ社会実現プラン」（平成17年3月策定）により、さまざまな主体と連携して取り組んでいるところですが、平成27年度が当プランの中期目標の年度となっていることから、本年度、各主体のこれまでの取組を評価・検証します。

(2) 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。

このようなことから、産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。特に、レアメタルなど枯渇性資源の有効利用を図るため、使用済み製品の再資源化、廃棄物の性状に応じた適正な規模での循環の形成など、地域循環の高度化を図るための取組を進めます。

(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については件数、量ともに近年横ばい傾向にあります。依然として後を絶たない状況であり、今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。

このようなことから、電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を進めるとともに、監視指導による不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。

また、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、災害廃棄物が迅速かつ適切に処理されるよう取り組みます。

(4) 不適正処理の是正措置の推進

過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

このようなことから、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

1 4 R D F 焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 経緯等

- R D F 焼却・発電事業（以下、「事業」）については、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして、市町でR D F 化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成 14 年 12 月に運転を開始しました。事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することを目的として実施しています。（別紙参照）
- R D F 処理委託料について、当初無償として計画しておりましたが、ダイオキシン規制への対応や電力の自由化による売電単価の低下により市町に負担を求めざるを得なくなったため、平成 13 年 1 月、県と関係市町で構成する「三重県R D F 運営協議会」（以下、「協議会」）を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。
- 事業開始後、平成 15 年 8 月 19 日にR D F 貯蔵槽が爆発し、消防士 2 名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。
- 事業期間について、県は 15 年間のモデル期間が終了する平成 28 年度とすることを、平成 19 年 12 月の協議会総務運営部会（以下、「部会」）で提案しましたが、関係市町は事業継続を要望しました。そのため、協議会で協議を重ね、平成 22 年 8 月の協議会理事会で、平成 29 年度以降 4 年間、事業を継続することが確認されました。

2 平成 29 年度以降の事業

(1) R D F 処理委託料

平成 27 年 8 月 25 日に開催された協議会総会で、平成 29 年度から平成 32 年度の処理委託料は 4 年間で一定とし、R D F 1 トンあたり 14, 145 円（税抜）に決定しました。

(2) 事業の運営主体

平成 29 年度から平成 32 年度までの運営主体については、関係部局で検討を進めた結果、引き続き企業庁が担っていくことを決定しました。

(3) 事業期間の再検討

平成 27 年 8 月 25 日の協議会総会で、伊賀市から「すべての構成団体にとってメリットになる方策が導き出されるのであれば、事業終了年度を前倒しする方策について検討してはどうか」との提案があり、全会一致で了承されました。

これを受けて、部会において詳細な検討を行った上で、協議会として以下のとおり検討結果を取りまとめ、平成 28 年 2 月 4 日に公表しました。

【検討結果の概要】

- ・協議会すべての構成団体として、事業終了年度の前倒しを最短の平成 28 年度末とすることは、現時点では難しい状況である。
- ・しかし、今後の状況により、平成 29 年度以降での前倒しの再検討の余地はある。

【今後の対応】

- ・協議会を構成する 12 市町及び県は、引き続き安全で安定した事業を継続していく。
- ・なお、RDF 事業終了年度の前倒しについては、引き続き検討する。

3 事業終了後の廃棄物処理体制構築

各関係市町のごみ処理が、事業終了後も円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っています。

4 課題と取組方針

(1) 協議会における市町等との連携

事業の運営については、協議会において、市町等と一体となって取り組む必要があることから、引き続き連携してきます。

(2) 事業終了後の廃棄物処理体制

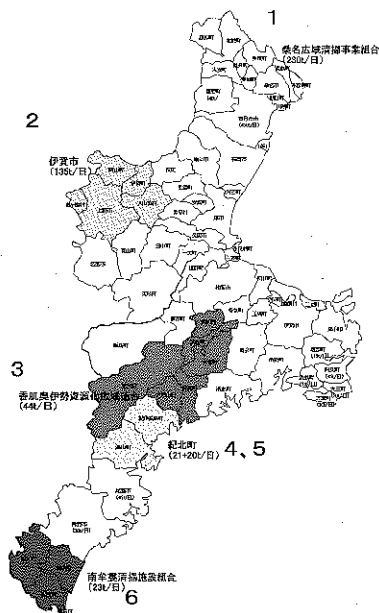
事業終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、地域の状況をふまえた、ごみ処理体制の整備が必要です。

事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における広域的な枠組みや処理の方法等について、引き続き関係市町等と一体となって検討を行うとともに、交付金制度の拡充について、国に要望していきます。

(3) 平成 29 年度以降の事業の運転等管理業務委託

現行の運転等管理業務委託契約は、契約期限が平成 28 年度末までとなっています。平成 29 年度からの運転等管理業務委託については、企業庁において平成 28 年度上半期に公告・契約を経て、下半期を引き継ぎ期間とし、平成 29 年 4 月 1 日から業務を継続する予定です。

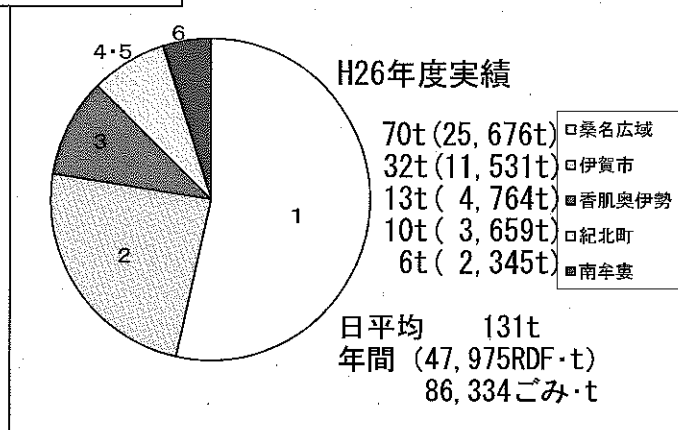
1 県内RDF化施設の状況



県内RDF製造施設の概要

- 1) 構成市町数 12市町6施設
- 2) 構成人口 約35万人
- 3) ごみ排出量 約8.6万t
(RDF換算：約4.8万t)

RDF製造量の内訳



平成28年4月1日現在

	市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1	桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町) 木曾岬町 東員町
2	伊賀市	135t/日	H14.12	伊賀市(旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3	香肌奥伊勢資源化 広域連合	44t/日	H13.4	多気町(旧勢和村) 大台町(旧大台町、旧宮川村) 大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
4	紀北町	21t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
5		20t/日	H12.4	紀北町(旧海山町)
6	南牟婁清掃事業組合	23t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町 紀宝町(旧紀宝町、旧鶺殿村)

※規模は、ごみ重量であり、RDFに換算すると約50%となる

2 RDF焼却・発電施設の概要

施設名	設置場所	RDF 処理能力	最大出力	年間発電 電力量
三重ごみ固形燃料 発電所	桑名市多度町力尾	240 (t/日)	12,050 (kW)	約6,800万 (kWh)

1 5 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

産業廃棄物に係る監視・指導は、年間約 4,700 件実施しています（地域機関環境室分を含む。）。

平成 27 年度における指導状況は、行政指導が 3,076 件、文書発出数が 190 件、改善命令 3 件、事業停止命令 3 件、許可取消 1 件となっています。

また、不法投棄の発生件数・発生量については近年横ばい傾向にありましたが、平成 27 年度は産業廃棄物処理業者による大規模な不法投棄事案などがあり、大幅に増加しています（ほぼ是正済み）。

分類別でいえば、建設系廃棄物の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 71%、発生量で約 99%を占めています。

表 1 監視指導状況の推移

単位：件

区分	年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
行政指導・処分	延べ監視件数	4,782	4,561	5,465	5,083	4,651
	指導件数	1,356	1,878	2,378	2,246	3,076
	文書発出数	115	153	227	163	190
	改善命令	0	5	3	0	3
	措置命令	3	0	0	0	0
	事業停止命令	0	0	3	3	3
	許可取消 告 発	0 2	1 0	3 0	0 0	1 0

表 2 新たに確認された不法投棄事案の推移

単位：件（数量トン）

年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
確認事案数	8(275)	7(150)	14(623)	19(493)	31(6,811)
うち建設系廃棄物等	7(274)	6(149)	10(619)	13(449)	20(6,790)
年度内撤去済数	5(142)	6(80)	11(459)	15(455)	20(6,607)

2 取組状況

(1) 悪質な事案への対応

① 監視・指導体制の整備

悪質な事案に対処するため、平成 5 年度から警察官を配置することにより監視・指導体制を強化し、現在、地域指導班及び広域指導班 2 班 20 名体制（警察官 1 名、警察からの出向者 3 名、警察官 O B 6 名を含む。）で監視・指導を行っています。

地域指導班は、3 地域に分け監視・指導を行っており、広域指導班は、特に悪質な事案に対して地域指導班と連携しながら対応しています。

② スカイパトロール・資機材の活用による広域的な監視の実施

通常の監視活動では発見が困難な事案に対処するため、防災ヘリや県警ヘリによるスカイパトロールを実施するほか（平成 27 年度 2 回）、「不法投棄監視カメラ」を活用し、間隙のない監視活動を行っています。

③ 民間警備会社への委託による監視の実施

土・日・祝日や早朝にも絶え間なく監視活動を行うよう、民間警備会社に業務委託して、監視パトロールを行っています（平成 27 年度 3,540 件）。

④ 行政処分の実施

悪質な事業者に対しては、速やかに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく改善命令や事業許可の取消しを行うなど、厳正に対処しています。

(2) 関係機関等と連携した取組

① 民間事業者等・市町との連携

県内で広範囲に活動している事業者と連携し、不法投棄等不適正処理を早期に発見し、是正を図ることを目的として、県内の森林組合や民間事業者など 18 事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結しています。

また、市町と連携した迅速な初動対応によって、廃棄物の適正処理を確保するため、市町職員が産業廃棄物に係る立入が行えるよう、県内全市町と立入検査員協定を締結しています。

② 県民等からの情報提供

県民等から広く不法投棄等不適正処理の情報提供をいただくため、「廃棄物ダイヤル 1 1 0 番」等による通報制度を設けています。また、平成 26 年度からは「廃棄物メール 1 1 0 番」の開設や FM 放送を活用した広報・啓発を行い、情報提供を呼びかけ、寄せられた情報をもとに迅速に対応しています。

③ 近隣縣市との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等（愛知県、岐阜県、滋賀県、名古屋市、中部地方環境事務所）と連携した路上監視を行っています（平成 27 年度 4 回）。

3 課題及び今後の取組方向

(1) 悪質な事案への対応

悪質業者による造成工事の偽装や指導に従わない廃棄物の積上げ等不適正処分が散見されます。

そのため、引き続き、資機材等を活用した効果的な監視・指導を行うとともに、必要に応じて県関係部局、警察等と連携して立入を行い、事態の悪化防止や早期是正を図ります。

指導に従わない事業者に対しては、改善命令や許可の取消しなど厳正に対処します。

(2) 関係機関等と連携した取組

不法投棄等不適正処理を根絶するためには、早期発見・早期是正が不

可欠であり、県内で広範囲に活動している民間事業者等との「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」の拡充を進めるほか、自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化していきます。

県民に対しては、不法投棄等不適正処理に関心を持ってもらうことと合わせ、誰もが容易に通報できる既存システムを周知する必要があるため、引き続き、街頭啓発やFM放送を活用した広報・啓発活動を行うなど、通報システムの周知を図り、「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。

1 6 産業廃棄物の不適正処理事案の対応について

廃棄物適正処理 P T

1 経緯等

本県では、「四日市市大矢知・平津事案」、および「四日市市内山事案」等の過去に産業廃棄物が不適正処理された事案について、生活環境保全上の支障等の有無を把握するため、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に安全性確認調査を実施しました。本調査において、生活環境保全上の支障等が認められた事案については、原因者に措置命令を発出するとともに、原因者が措置を講じない場合には、行政代執行による措置を講じています。また、本調査の結果、モニタリングが必要となった事案については、状況に応じてモニタリングを継続しているところです。

さらに、本調査以前から行政代執行中の「桑名市五反田事案」、および同調査以降に判明した「桑名市源十郎新田事案」についても、併せてその是正に取り組んでいます。

2 産廃特措法対象事案の取組状況

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案にかかる行政代執行については、実施計画を策定して国の同意を得ることにより、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、「産廃特措法」）」に基づく財政的支援が得られます。

本県では 4 事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、平成 24 年度に実施計画を策定し、三重県環境審議会の審議を経て環境省との協議を行いました。

その後、産廃特措法に基づく大臣同意を得て、平成 25 年度に 4 事案全てについて恒久対策に着手し、現在、工事を進めているところです。（別紙参照）

産廃特措法の概要

平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う対策工事について、平成 34 年度末までの間、国が支援措置を講じます（事業費の 9 割を起債対象とし、うち 5 割を特別交付税措置）。

平成 24 年度までの時限立法として平成 15 年 10 月に施行され、平成 24 年 8 月の法改正により平成 34 年度まで延長されています。

事業費		
起債充当額(90%)		
一般財源 10%	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

(1) 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施することとし、平成 27 年度は、処分場天端部への進入路の設置工事を引き続き実施するとともに、法面の緑化工事（厚層基材吹付工）を一部実施しました。また、中溜池側および西水路側の用地測量を実施し、中溜池側については用地取得等の手続きを進めました。

本年度は、中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事を実施するとともに、西水路側については、引き続き用地測量を実施し、用地取得等の手続き完了後に調整池等の設置工事を進めます。

(2) 桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成27年度は、鋼矢板の設置工事を引き続き実施するとともに、汚染源域および低水護岸部の掘削・処理、ならびに集油管等によるPCBを含む廃油の回収・処理を実施しました。

本年度は、引き続き、一部区域（高水敷部内護岸部）の掘削・処理、および集油管等による廃油の回収・処理を実施します。また、後期工事における旧処分場の対策等について、専門家の意見を聴きながら具体的な工法を決定したうえで、産廃特措法に基づく実施計画変更の手続きを行います。

(3) 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、平成27年度は、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を実施するとともに、当該工事から発生した廃棄物等の処理を実施しました。

本年度は、引き続き、周辺環境対策に留意し、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等の掘削・除去の工事を実施するとともに、廃棄物等の処理を実施します。

(4) 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成27年度は、天端部および南側法面部の整形覆土工事を実施するとともに、発生した廃棄物の処理を実施しました。整形覆土工事において掘削した廃棄物の性状が当初の想定と異なり、選別処理費用が増加することから、平成28年2月に産廃特措法に基づく増額にかかる実施計画変更の手続きを行い、同年3月に環境大臣の同意を得ました。

本年度は、速やかに西側部の工事発注手続きを行い、整形覆土工事を実施するとともに、発生する廃棄物の処理を実施します。

3 今後の取組方向

4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう着実に工事を実施し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。

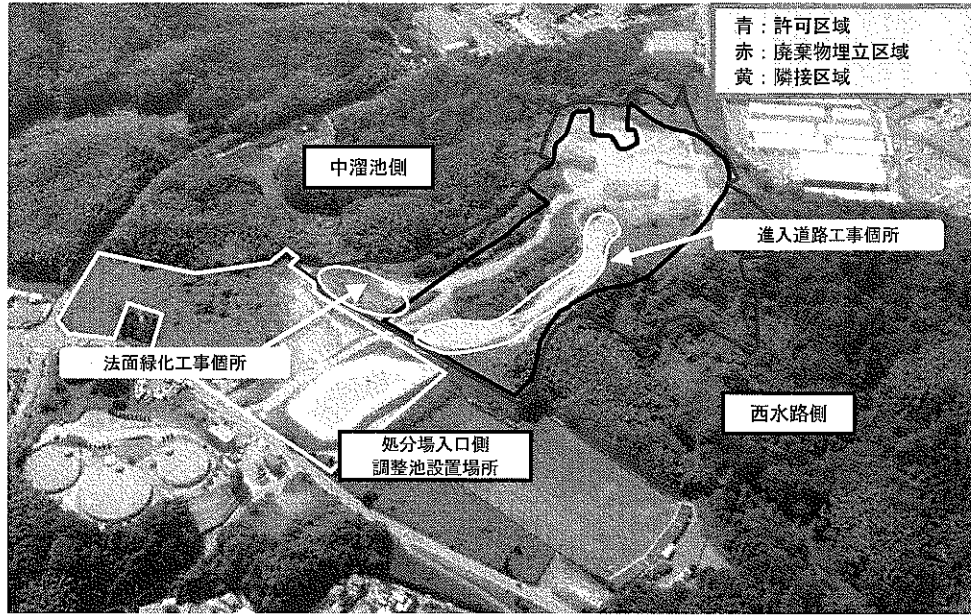
1 四日市市大矢知・平津事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

【恒久対策の概要】

雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあるため、覆土及び排水対策等を実施します。



【取組状況】

平成27年度は、処分場天端部への進入路の設置工事を引き続き実施するとともに、法面の緑化工事（厚層基材吹付工）を一部実施しました。また、中溜池側および西水路側の用地測量を実施し、中溜池側については用地取得等の手続きを進めました。本年度は、中溜池側の調整池および管理用道路等の設置工事を実施するとともに、西水路側については、引き続き用地測量を実施し、用地取得等の手続き完了後に調整池等の設置工事を進めます。

【現場の状況】

処分場入口側の法面緑化の状況



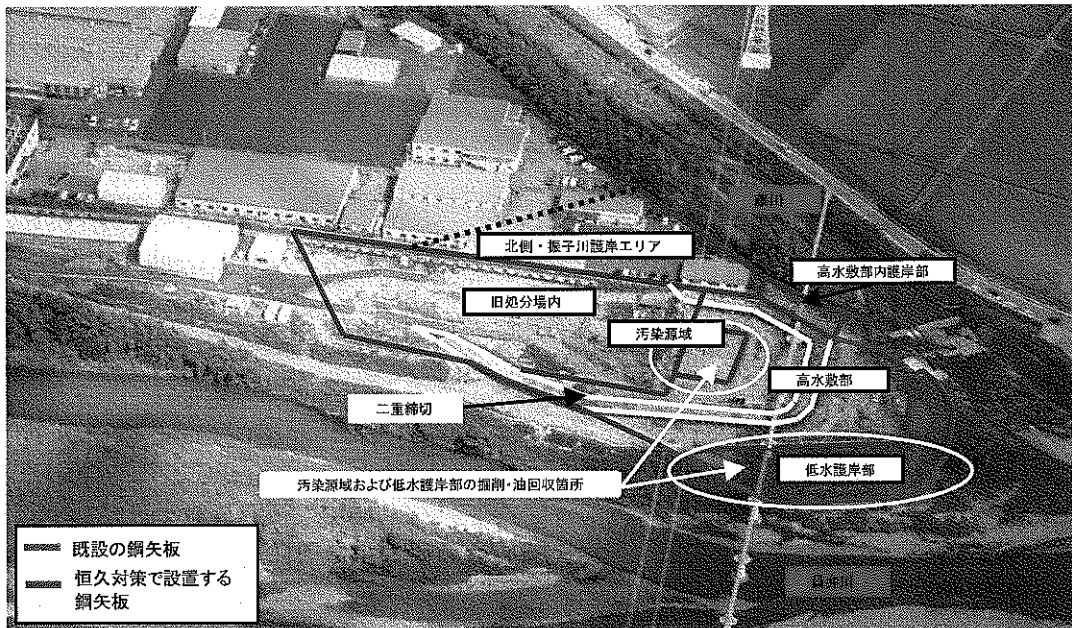
2 桑名市源十郎新田事案

【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所の中地から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

【恒久対策の概要】

PCB等を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



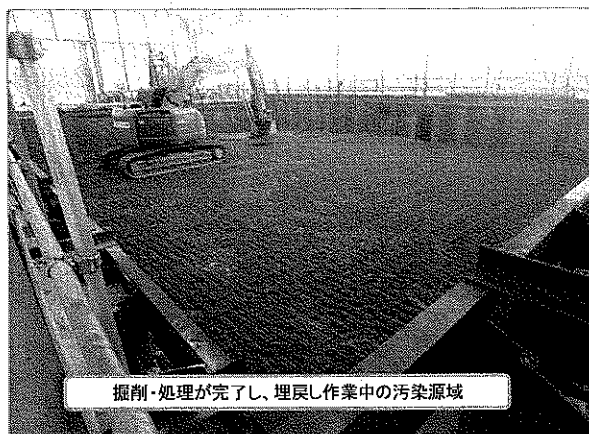
【取組状況】

平成27年度は、鋼矢板の設置工事を引き続き実施するとともに、汚染源域および低水護岸部の掘削・処理、ならびに集油管等によるPCBを含む廃油の回収・処理を実施しました。

本年度は、引き続き、一部区域（高水敷部内護岸部）の掘削・処理、および集油管等による廃油の回収・処理を実施します。また、後期工事における旧処分場の対策等について、専門家の意見を聴きながら具体的な工法を決定したうえで、産廃特措法に基づく実施計画変更の手続きを行います。

【現場の状況】

掘削・処理が完了した汚染源域および低水護岸部の状況



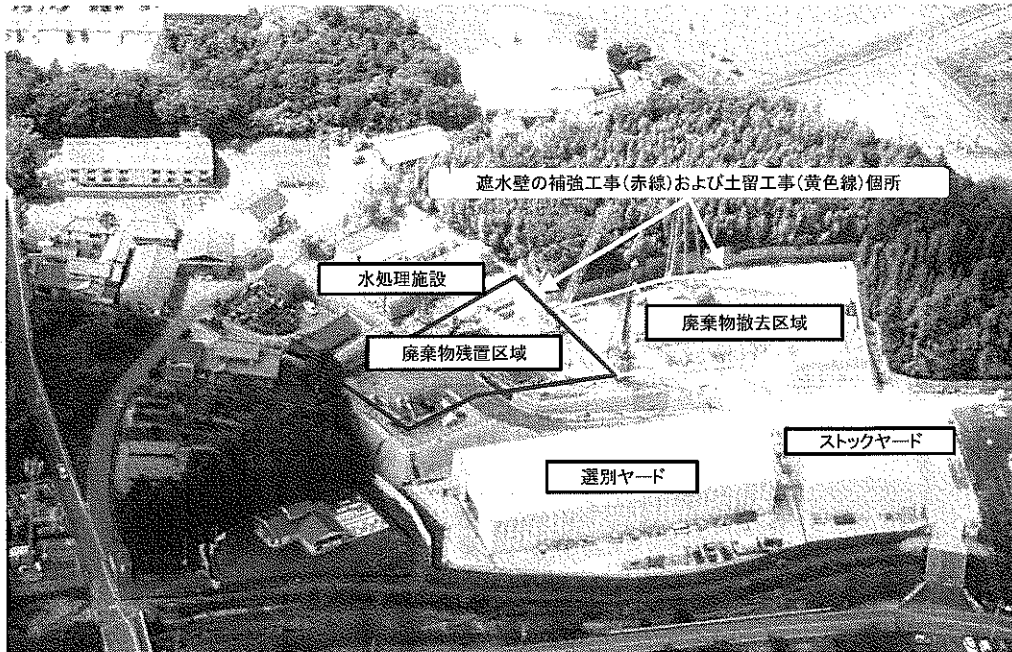
3 桑名市五反田事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。



【取組状況】

平成27年度は、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を実施するとともに、当該工事から発生した廃棄物等の処理を実施しました。

本年度は、引き続き、周辺環境対策に留意し、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等の掘削・除去の工事を実施するとともに、廃棄物等の処理を実施します。

【現場の状況】

遮水壁の補強工事および土留工事の状況



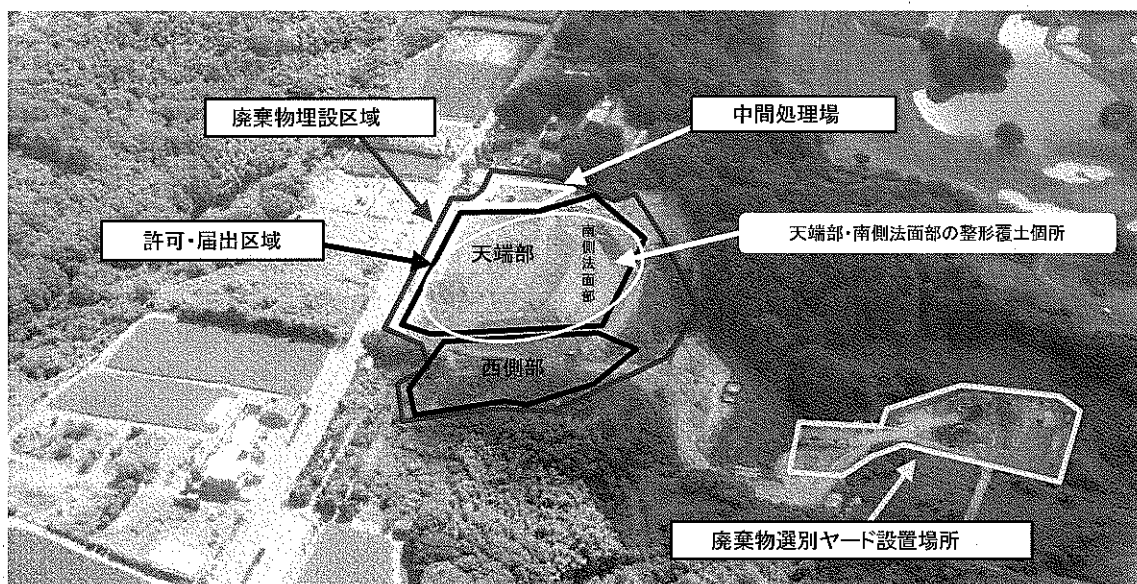
4 四日市市内山事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施します。



【取組状況】

平成27年度は、天端部および南側法面部の整形覆土工事を実施するとともに、発生した廃棄物の処理を実施しました。整形覆土工事において掘削した廃棄物の性状が当初の想定と異なり、選別処理費用が増加することから、平成28年2月に産廃特措法に基づく増額にかかる実施計画変更の手続きを行い、同年3月に環境大臣の同意を得ました。

本年度は、速やかに西側部の工事発注手続きを行い、整形覆土工事を実施するとともに、発生する廃棄物の処理を実施します。

【現場の状況】

南側法面部の整形覆土の状況

